

令和 8 年 7 月 1 日

令和 8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（１）水産研究・教育機構における令和 7 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 413 件、契約金額は 81.3 億円である。

このうち、競争性のある契約は 368 件（89.1%）、75.8 億円（93.2%）、競争性のない随意契約は 45 件（10.9%）、5.5 億円（6.8%）となっている。

令和 6 年度と比較して、競争性のある契約は、件数が減少（49 件）し、金額は増加（9.4 億円）している。件数の減少は、主に少額随意契約を可能とする基準額引き上げを内容とする令和 7 年 3 月の「予算決算及び会計令」の一部改正の影響によるもので、金額の増加は、令和 7 年度に契約した施設整備費補助金等により工事経費が増加（約 6.9 億円）したことなどによるものである。

また、競争性のない随意契約は件数・金額ともに増加しており、件数の増加は主に出版元との直接契約が必須となる雑誌購読及び論文掲載契約の増加、金額の増加は主に緊急の必要により行った船舶検査修繕業務の経費が上昇したことによるものである。

なお、官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化、公共施設の整備・管理・運営における P F I 事業の活用について、令和 7 年度の契約における適用実績は生じていない。

表 1 令和 7 年度の国立研究開発法人水産研究・教育機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
競争入札等	(85.7 %) 394	(92.2 %) 65.0	(84.7 %) 350	(91.8 %) 74.6	(△ 11.2 %) △ 44	(14.8 %) 9.6
企画競争・公募	(5.0 %) 23	(2.0 %) 1.4	(4.4 %) 18	(1.5 %) 1.2	(△ 21.7 %) △ 5	(△ 14.3 %) △ 0.2
競争性のある契約(小計)	(90.7 %) 417	(94.2 %) 66.4	(89.1 %) 368	(93.2 %) 75.8	(△ 11.8 %) △ 49	(14.2 %) 9.4
競争性のない随意契約	(9.3 %) 43	(5.8 %) 4.1	(10.9 %) 45	(6.8 %) 5.5	(4.7 %) 2	(34.1 %) 1.4
合 計	(100.0 %) 460	(100.0 %) 70.5	(100.0 %) 413	(100.0 %) 81.3	(△ 10.2 %) △ 47	(15.3 %) 10.8

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2）比較増△減の（ ）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

（注 3）「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 水産研究・教育機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は142件(38.6%)、契約金額は42.7億円(56.3%)である。

一者応札・応募の状況を令和6年度と比較すると、件数は7件減少している一方で、金額は8.3億円増加している。件数の減少については、主としてその他物品類(9件減)の減少が要因となっている。また、金額の増加については、工事(4.5億円増)について、人員・機材・資材等の確保が困難な状況にあったことから、入札者が限定され一者応札が増加したことが要因として挙げられる。

表2 令和7年度の国立研究開発法人水産研究・教育機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	268 (64.3 %)	226 (61.4 %)	△ 42 (△ 15.7 %)
	金額	32.0 (48.2 %)	33.1 (43.7 %)	1.1 (3.4 %)
1者以下	件数	149 (35.7 %)	142 (38.6 %)	△ 7 (△ 4.7 %)
	金額	34.4 (51.8 %)	42.7 (56.3 %)	8.3 (24.1 %)
合計	件数	417 (100.0 %)	368 (100.0 %)	△ 49 (△ 11.8 %)
	金額	66.4 (100.0 %)	75.8 (100.0 %)	9.4 (14.2 %)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和8年度においては、以下の分野に特に重点を置いて、それぞれの状況に即した調達の改善及び業務の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札の低減に向けた取組

- ① 入札案件について事業者が計画的に入札等への参加準備を行うことができるよう、各入札案件の発注予定情報を、機構のホームページにて公表する。

発注予定情報の提供時期は、入札案件ごとにできる限り前倒しするとともに、定期的な更新を確実に実施する。

【入札案件の件数に占める発注予定情報公表件数の比率】

- ② 発注時期の早期化、入札等公告期間の延長、仕様書における業務内容の明確化など、事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化する。

【入札等に参加しやすい環境整備の取組内容】

③ 入札説明書等受領者に対して入札等に関するアンケート調査を実施する。

特に、一者応札・応募となった案件については、アンケート調査への協力を積極的に働きかけるとともに、入札説明書等受領者で入札不参加であった事業者に対し、契約事務担当者が電話等によるヒアリングを実施して、入札不参加の各案件の一者応札・応募原因を確実に把握し、その原因に応じ、一者応札・応募の解消に向けた具体的取組を行う。

【アンケート回収：数値目標 アンケート回収率 50%】

(2) 調達金額の節減と業務の合理化・効率化に向けた取組

① 各研究所等で共通して使用する物品等の調達について、機構全体を取りまとめて一括調達する取組を行う。

【一括調達の対象品目】

② 他法人との共同調達について、継続案件の実施については、他法人との事務負担の平準化に配慮して実施する。また、現在実施している共同調達について、他法人の参加が可能かどうか検討する。

【共同調達の件数】

③ 施設の維持管理、設備・機器等の保守管理など、単年度契約ではなく複数年契約を締結することにより、業務の合理化・効率化及び経費の節減が図られると考えられる調達について、複数年契約を推進する。

【複数年契約の件数】

④ 研究開発用品などの物品の調達について、調達事務の簡素化と調達に要する時間の短縮を図るため、公正性・透明性を確保しつつ、単価契約を推進する。また、研究所で、庁舎ごとに同一の物品を調達している案件については、研究所単位でとりまとめて調達することを推進する。

【単価契約の件数】

(3) 人材の育成・調達等合理化の取組の推進に係る情報の共有

調達等合理化の取組を推進するため、人材育成の重要性を踏まえて各研究所等の契約事務担当者を対象とした契約事務研修の実施や外部機関のセミナー・研修への積極的な参加を行うとともに、契約事務担当者会議を開催し、各研究所等における調達等合理化の取組状況、契約監視委員会及び本部競争入札等推進委員会の審議内容並びに委員意見等について情報共有を行うことにより、事務担当者の事務能力の向上を図る。

【契約事務担当者研修及び会議の開催：数値目標 開催回数合計 2 回】

(4) 政府全体で進められている諸施策に係る取組

官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化について、物価変動を反映した予定価格の作成、価格交渉の円滑化のための契約条項の設定、低入札価格調査制度の適切な活用を通じたダ

ンピング防止など、発注前から契約期間中の各段階に応じて必要となる措置を講ずるものとする。詳細については、機構のホームページにて公表する「令和8年度における国立研究開発法人の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、取組を行う。

公共施設の整備・管理・運営におけるPFI事業について、令和8年度における活用の予定はないが、施設整備予算の獲得等により、PFI事業を活用する見込みが生じた場合には、速やかに必要な措置を講じる。

【政府全体で進められている諸施策に対し必要な措置を講じる】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会（総括責任者は理事（総務・財務担当））において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から事前審査を行う。

また、少額随意契約基準額を超えると見込まれる案件については、同様の観点により、本部及び各研究所等の競争入札等推進委員会の審議に付すものとする。

【競争入札等推進委員会における審議実施：数値目標 審議実施率 100%】

（2）不祥事の未然防止のための取組

① 公的研究費の適正執行に向け、受講対象職員向けに研究不正防止研修等を実施する。

また、役職員向けに作成した「公的研究費使用ハンドブック」、研究費使用に関するルールや手続きについての映像教材及び公的研究費のその他の不正使用防止等に有用な資料等の周知徹底を図る。

【研究不正防止研修等の実施】

② 納品の際、研究・教育部門等の職員が検収した案件について、事務部門の職員による事後確認を実施する。

【検収に係る事後確認の実施件数】

③ 本部の契約担当部署が各研究所等に対し、契約事務全般についてのモニタリングを実施し、その結果を理事長が委員長となる内部統制委員会に報告する。モニタリングでは、契約監視委員会の審議内容、委員の意見等を踏まえて個別の契約案件に関して情報共有や意見交換なども行う。

【契約事務モニタリングの実施：数値目標 実施回数 3回】

④ 内部監査において、調達に係る事務手続プロセスの適正性の検証や契約の相手方も含めた関連書類の整合性の検証を実施し、内部統制機能の有効性、妥当性等の確認を行うことにより、不祥事リスクの回避・低減に取り組む。

【内部監査の実施箇所数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果は、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（総務・財務担当）を総括責任者とする調達等合理化推進検討会により調達等の合理化に取り組むものとする。

総括責任者：理事（総務・財務担当）

副総括責任者：理事（さけます・開発調査担当）

委員：経営企画部長、総務部長、研究戦略部長、総務部次長、総括責任者が指名する者

(2) 契約監視委員会の活用

外部有識者及び監事により構成する契約監視委員会において、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約の妥当性に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

本計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。

計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合は、計画の改定を行う。